

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1 サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

① 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

当社は現在、技術開発においては、大学、産総研などの公的研究機関、連携企業などとともに、その技術を活用しつつ独自の感性で新商品開発に挑戦し続けております。取引先企業との共存共栄は、当社のISO上の品質方針にも挙げられており、今後は、オープンイノベーションも、取り入れつつ、業界全体で発展できるよう取り組んで行く所存あります。

② IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

IT化については、当社は、独自の販売管理システムを構築し、運用しております。現状では、取引先企業とは経理上のやり取りやE-mailでの情報交換しかできておりませんが、今後は関連企業ともEDIを構築し、業界でIT化を進めて参りたいと考えております。

サイバーセキュリティは、IT化が進む現在、企業が生き残っていくために避けて通れない分野でありますので、弊社としても最大限の取組みをしております。具体的には、UTMの導入、ゲートウェイの導入さらに社内無線LANの外部漏洩の遮断などです。この弊社の取組みは、関連企業へもその現状及び効果について、説明し、業界全体でセキュリティ強化に取り組んで行く所存です。

③ 専門人材マッチング

当社は、以前から取引銀行、名古屋商工会議所、愛知県産業振興機構などの機関と専門家の派遣等連携を取っておりますが、今後は、これら機関や関連企業とも連携して情報交換を行い、人材交流を行う等、お互いの機能を相互補完できるよう情報共有しながら進めて参る所存です。

④ グリーン化の推進（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援・生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）

当社は、現状の業務から基本的には企業活動における炭素排出量は少ないと考えますが、その中でも、脱炭素化を図る取組として、取引電力会社との連携で、当社研究開発棟屋上に太陽光発電システムを導入いたしました。今後今回の導入における効果を測定しつつ、業界としても脱炭素化を図る取組を活発化していく所存です。

⑤ 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供健康増進施策実施等）

当社は、5年ほど前に「健康宣言」を行っており、会社を上げて健康経営に取り組んでおります。具体的には朝礼や会議などで肥満の予防、運動の推進などの啓発、年に1回の健康診断においては、ピロ

リ菌検査、バリウム検査、前立線癌検査など検査項目の追加を行って社員の健康維持に努めています。さらに、尿検査により、酸化ストレス、早期がんマーカー、生活習慣病リスク、ピロリ菌検査ができるキットを全社員に配布し、早期発見による病気のリスク低下に尽力しております。この検査キットは、当社保健カタログにも掲載し、当社販売先を通じて、全国の学校へも安価で販売できるシステムを構築しておりますので、業界の健康維持に役立てることができる取組です。

2 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしづ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和6年7月5日

日陶科学株式会社

代表取締役社長 佐宗 康浩